

労災認定勝ちとる！！ さいたま新都心 過労自死事件

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4048
20年4月17日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。私たちが郵政ユニオンが支援をしている「さいたま新都心 過労自死事件」で大きな進展がありました。

この事件は、小規模の郵便局で20年以上働いてきた故Aさんが、2006年、さいたま新都心郵便局に強制配転された事が発端となっています。故Aさんは、職場環境が全く異なる新しい職場で、ろくに仕事も教えてもらえず、パワハラや達成困難なノルマなどで精神疾患になり病気休暇を繰り返し、2010年に職場から飛び降りて亡くなりました。

遺族が2013年、さいたま地裁に損害賠償を求めて提訴した民事裁判では、2016年10月12日、新都心局に異動して精神疾患を発症した

さいたま新都心郵便局過労自死事件労働災害認定獲得についての声明

埼玉労働者災害補償保険審査官は2017年10月26日付けで埼玉労働基準監督署長が下した災害補償不支給決定について、被災者の精神障害の発病は業務上の原因であると認め、その病から自殺に至ったと判断し、3月31日付で監督署長の原処分を取り消し、労働災害と認定した。2010年12月8日被害者死亡から、「お父さんは悪くない。働くことは大切なこと」とおつれあいが子どもたちのために開始したたたかいはついに勝利を勝ちとった。

判断がくつがえったのは一点で、「達成困難なノルマ」の評価である。労基署長は営業目標であり、未達成に対するペナルティがないことで心理的負荷を、「弱」とした。「ペナルティがない、そもそもノルマではない」は日本郵便の職場における年賀状等販売の厳しい圧力を隠す常套句だ。しかし、審査官決定は、「多くの社員にとって達成困難だったとされる7000枚から8000枚程度の販売目標が課されたと認められることから、達成困難なノルマが課されていたと認められる。しかしこの目標が未達成の場合、人事評価上のペナルティがあったとまでは認められないことから、心理的負荷の強度は『中』程度と認められる」とした。そして、仕事内容と仕事量の変化による心理的負荷の強度を（労基署長と同じく）「中」とし、この二つの出来事が近接して生じていることから業務による心理的負荷の全体評価を「強」とした。

発病が業務に起因しているとの判断であり、発病後の出来事は評価の対象からはずされているが、審査官は被害者が死亡した当日の出勤者からヒアリングをおこない、当時の一集課長が被害者を大声で詰問し、そのことも含めて飛び降りた原因であると思うという生々しい証言が決定書に記されている。

今回の決定は、広く報道されており日本郵便は、「社員が自殺したことを重く受け止め、今後は社員の声に真摯に向き合うことを徹底していきます」とコメントしている。しかし、これを上すべりの言葉だけで終わらせるわけにはいかない。昨年3月の大阪西局の悲痛な事件など、「トヨタ生産方式」以来の自己責任追及の職場風土による犠牲者は後を絶たない。

日本郵便はまず会社としての本件遺族への謝罪を行え。当時の一集課長はじめ常軌を逸した圧力をかけた当事者の遺族に対する謝罪と厳正な処分を行え。被害者はじめ過重労働の原因である「立ち作業」を根絶せよ。「事故事例研究会」など個人責任追及の職場管理を根絶せよ。

本件勝利の要因は、ご遺族4人の強い意志であり、弁護団の優れた指揮、そして支援の力によるものだ。困難といわれた多数の証拠・証言を集め、郵政ユニオンは全国の支部機関紙を集中して厳しい職場実態を暴き出した。私たちはやりきった。今度は会社が根本的な転換が行えるのかが問われている。

2020年4月6日

さいたま新都心郵便局過労自死事件の責任を追及する会事務局
郵政産業労働者ユニオン中央本部



こと、異動の希望が叶わないまま自死に至ったこと

とについて、会社が遺憾の意を表し、解決金を支払うという内容で和解が成立しました。

その後、労災認定を求めてきましたが、2020年3月31日付で労働災害として認定されました。この認定により、日



本郵便の責任が明白となりました。

遺族は、「日本郵便の責任が明らかになったこと

に対し、あらためて謝罪を求めたい。9年前と何も変わっていない。今度も社員を大切にすることを社に変わってほしい」とコメントしました。

共にたたかったユニオンの声明を掲載します。